



平成24年5月7日

竜巻被害等による被災者を対象とした「緊急融資制度」の取扱いについて

平成24年5月6日に発生いたしました竜巻、風害、ひょう害等により、被害を受けられた皆さまに
対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

筑波銀行（頭取：木村 興三、本店：茨城県土浦市）は、平成24年5月6日に発生した竜巻、風害、
ひょう害等により被災された方を対象に、復旧・復興に必要な事業性資金、消費性資金（リフォーム資
金を含みます）を支援する「緊急特別融資」の取扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

竜巻被害等「緊急特別融資制度」

制度要領	内 容
1. 融資対象者	平成24年5月6日に発生した竜巻、風害、ひょう害等による被災者 (個人・個人事業主・法人)
2. 資金使途	被災の影響による全ての復旧・復興資金（事業資金、消費資金）
3. 融資金額	1,000万円以内 *1,000万円超につきましても、別途ご相談ください
4. 融資期間	10年以内 *資金使途により融資期間の上限が異なります。
5. 融資利率	年1.850%（変動金利） *資金使途により融資利率が異なります。
6. 償還方法	一般貸出に準じたお取扱いとなります。
7. 融資形式	手形貸付、証書貸付
8. 保証人	第三者保証は原則不要です。
9. 担保	原則不要です。
10. 取扱期間	平成24年5月7日から平成24年9月28日まで

※お申込みにあたっては、当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に沿いかねる場合
もありますので、ご了承ください。

※詳しくはお近くの営業店へお問い合わせ願います。

以 上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報CSR室	田村	内線3730
TEL 029-859-8111			